

生き方・いろいろ・ゆたかな人生

男女平等推進
from
むさしの

まなこ

祝
100
JUL. 2017

「武蔵野市男女平等の推進 に関する条例」ができました!



条例の基本理念……………P. 2

市民とともに作りあげた
「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」……P. 4

『まなこ』100号までのあゆみ……………P. 6



「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」ができました

8つの基本理念

今年が武蔵野市市制施行70周年。その節目の年に、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」が制定されました。条例には基本的な考え方を示す8つの基本理念があります。その概要を例とともにご紹介します。

1 人権の尊重と暴力の根絶

すべての人が、性別等による暴力や差別、人権侵害を受けることなく、一人ひとり異なる人格・個性・能力を備えた「個人」として尊重されること。「男性(男の子)だから」「女性(女の子)だから」という理由で差別されず、人と人とお互いを認め合い、一人の人間として大切にされること。

例えば
 ● 配偶者やパートナーから暴力を受けている人か。
 ● 性別によって職場の採用条件や賃金、昇進に差はありませんか。

2 性別等による固定的な役割分担意識の解消と多様な生き方の選択

すべての人が、性別等により決められた役割分担の意識や社会における制度・慣行にとらわれず、一人ひとりが個性や能力を生かし多様な生き方を選択できること。

例えば
 ● 「男は仕事、女は家庭」「男性は主要業務、女性は補助的業務」などのように、性別によって役割を決めていませんか。

3 立案・決定の場における平等な参画の確保

すべての人が、性別等にかかわらず社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案および決定に参画する機会が確保されること。

例えば
 ● あなたの職場の女性管理職の割合はどのくらいですか。
 ● 日本の国会における女性議員の比率が、世界193ヶ国中163位であることを知っていますか。

※IPU(国際議会同盟)「Women in Parliaments」より
(平成26年1月現在)



4 ワーク・ライフ・バランスの確立

すべての人が、それぞれの協力と社会の支援のもとに、家庭、地域、仕事の場での活動において調和のとれた生活が送れること。

例えば
 ● 仕事以外のことに目を向ける時間がありますか。
 ● 男性で育児を取得している人は100人に2.65人、女性は100人に81.5人であることを知っていますか。

※厚生労働省「平成27年度雇用均等基本調査」より
 ● 出産・育児、介護・看護を理由に離職・転職した経験はありませんか。

5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

すべての人が、それぞれの性を理解し尊重し合い、セクシュアリティに関することを自己決定でき、生涯にわたる健康な生活を営むことができること。

例えば
 ● 子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかなどを決める自由がありますか。



● 生涯にわたり健康な生活を営むために、公的サービス(定期検診等)を利用していますか。

6 国際社会と国内の取り組みの理解

すべての人が、国内外における男女平等に関する取り組みを積極的に理解し、推進することができること。

7 特に困難な状況にある人などへの支援

性別等だけでなく、それに加えて、障がいがあること等で複合的に困難な状況にある方への支援が行われるとともに、安心して暮らせる環境の整備が行われること。

例えば
 ● ひとり親家庭は、性別等に起因する問題に関する支援ニーズも高いことを知っていますか。母子家庭の場合、経済的困難に陥りやすく、父子家庭は育児ネットワークを築きにくい。ため孤立につながりやすいという状況があります。
 ● 障がい者にも「性別による差」があり、女性は暴力や性的被害を受けやすい、教育や就労トレーニングの機会が不足しているという事実があることを知っていますか。



8 教育や学習の場における男女平等に関する意識や態度の形成

保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他あらゆる教育および学習の場において、男女平等社会を支える意識や態度の形成に向けた取り組みが行われること。

例えば
 ● 学校に性に関する悩みを相談できる先生がいますか。
 ● 「女子なんだからやさしくしなさい」「男子なんだから泣かない」というようなことを先生から言われたことはありませんか。



条例とは?

法令の範囲内で自治体が地域の基本ルールについて定めることができるものです。自治体において法律と同じ役割を果たします。



条例の全文は、HPからご覧いただけます。

武蔵野市 男女平等推進条例 検索!

市民とともに作りあげた「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」

男女平等社会を実現し、次世代につないでいくことを目的とした「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」が制定されました。条例検討委員会の諸橋泰樹委員長と千田有紀副委員長に、制定までの経緯とその効果などについて伺いました。

条例制定の理由とその背景

諸橋 この条例は理念条例であり、罰則があるわけではありません。けれども人権を侵害されている人にとつては、法律上の文章があることが、いざというときに精神的なよりどころとなります。市にも行動計画はありましたが、市の施策に性差別をさせない、日本国憲法と同じように、権力を縛るための法が必要なのです。

千田 男女平等についての議論は、女性はあるべきといった生き方の問題と結びつけられてしまいがちです。平等だから女性も働かなくてはいけないということではなく、男性でも家事育児に専念したいというライフスタイルもあります。多様な生活や個人の選択が尊重されるべきです。女性は本来的に子育てに向いているという特性からプレッシャーを与えられたり、育児に専念したあとと仕事に戻りたいと思っても復帰する場や保育所がなく、環境が整っていなかったりすることが問題なのです。

条例検討委員会について

諸橋 自治体によって、条例の作り方はさまざまですが、武蔵野市の場合はまず完成度の高い市民案があり、それを生かして作ることができました。委員会には市民案を作成した市民の他、教育や法律などの専門家8名が集まり、ベストメンバーだったと思います。骨子案ができるまでに12回の会議がありました。どの会議においても関係者な意見交換がされ、優れたアイデアがたくさん集まりました。第9回目には一般の市民をまじえての意見交換会も行いましたし、骨子案ができたあとはパブリック・コメントも募集しました。委員長として意見をまとめる苦労はありましたが、どんどん良いものになっていきました。今後は解説書やパンフレットなども作成し、もっとわかりやすく説明したいと思っています。

武蔵野市の条例の特徴

千田 私は条例制定にかかわるのは初めてでしたが、市民案を尊重し、その精神を汲んで、できるかぎり生かす形で作りました。武蔵野市の条例制定時期は、自治体としては後発組であるけれど、満を持してよいものができたと思っています。

諸橋 まず、前文には古くから女性運動が盛んだったことや市と市民の協働の歴史など、武蔵野市らしさを盛り込んでいます。国は1999年に「男女共同参画社会基本法」を定めました。私たちはあえて「男女平等」という文言にしま

千田 市民案では教育について特に力を入れていましたよね。保育園や幼稚園でも男らしさや女らしさを強調しないようにしていると言いがら、お菓子をもらうときには男の子が先に並びとか、「お母さんは〇〇、お父さんは△△」というような性別による固定的な役割分担を感じさせる歌を歌うといった現状があります。

学校は子どもたちが長い時間を過ごす場なので特に大切です。中学校の家庭科が男女共修になったのが1993年。栄養学の基礎を学べるようになり、若い世代の健康のためにもよかったです。思います。

読者へのメッセージ

千田 震災が起こったとき、避難所での食事は女性が作るものと決めつけられたり、生理用品を贅沢品だと送り返したりといったケースがありました。今回は防災についても取り入れたので、防災の計画を作るときから、あらゆる面で男女平等の視点を入れることが行政の側に義務づけられました。

条例には、私たちにはどういった権利があるかということが書かれています。行政も市民も自分たちの道具として使っていくしてほしいです。

諸橋 人は一人では生きられません。年齢・性別・障がいの有無など多様な

なかったので、条例の名称は「男女」定義に「性別等」を入れたのですよね。**千田** そうですね。セクシュアル・マインリテイに関する言葉も入れることができ、ジェンダー理論的にも新しい試みになったと思います。「ジェンダー」という言葉を使ってほしいとの要望もありましたが、むしろ意味が狭くなってしまうと考えると、より豊かな意味を持つ「性別等」を使うことにしました。**諸橋** 個人だけでなく事業者も対象に含めましたし、間接的な差別、DVなどの暴力の問題、リプロダクティブ・ヘルス（以下リプロ）、ポジティブ・アクションなどについて触れているところも特徴といえます。リプロについては、専門の千田さんから説明していただけますか。**千田** リプロというのは、その国の状況によって抱えている問題が違うため国連の定義も膨れ上がっています。ですから武蔵野市に住む人にそれがどう関係するのかについて考えるのは大変でした。産むこと・産まないこと全部を含めて暴力や強制のない中で一人ひとりが選択していくことをバックアップできるような条例にしたいと思い、セクシュアル・ライツにも配慮しました。母子手帳を見ても、子どもを産み終わった途端に母体は無視されるとい



SENDA YUKI 千田有紀さん

武蔵大学社会学部社会学科教授。専門分野は現代社会論・ジェンダーの社会学・家族社会学。著書に「日本型近代家族—どこから来てどこへ行くのか」(勁草書房)、「女性学/男性学」(岩波書店)など



MOROHASHI TAKI 諸橋泰樹さん

フェリス学院大学文学部コミュニケーション学科教授。専門分野はマスコミュニケーション学・社会学・女性学。著書に「メディアリテラシーとジェンダー」(現代書館)、「戦後時代の夕焼けの中で」(現代書館)など

した。平等が究極の目標であり、参画はそのためのプロセスであると考えたからです。なお、英語では「男女共同参画」も「男女平等」も「ジェンダー・イコール」となります。用語の定義については千田さんが苦労されました。

千田 条例の目的をわかりやすくするために名称は「男女」を使っています。が、定義としては「性別等」という言葉を使っています。男女の別だけではない多様な性のあり方や性的指向を示すためです。

諸橋 多様性への配慮は必要だけでも、日本では依然として男女平等が実現していないという現実があり、そのための推進条例であることを忘れたく人たちが一緒に生きていく時代が来ています。人に対する決めつけは抑圧であり暴力であるということを常に意識してほしいです。

最初に言ったように条例というのは行政側を縛るものだから、市民は必要ときに思い出せばいいので、頭の片隅においてください。もし自分の生活する地域で性差別があると思ったり、市が作成したポスターなどの広報物を見て男女平等に反すると思ったり、き、条例を使って申し立てることができる。行政主導ではなく、市民が深く関わって作った条例なので、市民の方にも使いこなし、育ててほしいと期待しています。

*1 条例検討委員会 武蔵野市第三次男女共同参画計画に基づき設置された武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会のこと。2015年11月から2016年10月まで全12回開催され、条例の骨子案を検討した。
*2 市民案 2015年3月に市に提出された「むさしの男女共同参画市民協議会条例案」のこと。市民協議会が他の自治体の条例を調査し、勉強会を重畳して作成した。
*3 リプロダクティブ・ヘルス 人間の生殖システム並びにその機能及び活動過程の全ての側面において、単に疾病または障がいがないだけでなく、身体的・精神的及び社会的に完全に良好な状態にあること。
*4 ポジティブ・アクション 性別等による格差を改善し、実質的な男女平等社会を実現するための積極的な措置。
*5 セクシュアル・ライツ 性に関することを自ら管理し、自由に、かつ、責任をもって決定でき、そのための情報及び手段を得ることができるとする基本権利。
*6 セカンドスクール 自然豊かな農山漁村に長期間泊泊し、普段の学校生活(ファーストスクール)では体験できないような学習活動を行う。2015年度、小・中学校全校実施から20年の節目を迎え、グッドデザイン賞を受賞した。

INFORMATION

男女平等推進センター ヒューマンあい から

●武蔵野市男女平等推進審議会を設置しました
「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」に基づき、第三次男女共同参画計画の進捗状況の評価や第四次計画の策定等について審議するため、平成29年4月1日に設置しました。

委員名簿（敬称略、五十音順、◎は会長 ○副会長）

氏名	所属等
伊藤 隆子	武蔵野硝子(株)代表取締役
大田 静香	武蔵野市助産師会会長
菅野 昭彦	公募委員(桜塚在住)
木下 雅雄	武蔵野市教育委員会統括指導主事
◎榎丈 美子	亜細亜大学副学長
○小林 智子	弁護士(かえで通り法律事務所)
向井 一江	むさしの男女共同参画市民協議会会長
山田 睦美	公募委員(東町在住)

●センターの名称を変更しました
「武蔵野市男女平等の推進に関する条例の施行」に伴い、センターの名称を「男女共同参画推進センター」から「男女平等推進センター」へ改称しました。

●武蔵野市立男女平等推進センター企画運営委員会がスタートしました
センターの実施事業に市民の幅広い意見を取り入れるため、同委員会を設置しました。委員会は、関係団体からの推薦者と公募市民、センター職員の内計8名で構成され、各種講座の企画や運営、図書、選書や運営に関することなどについて、協議や検討を行います。

●男女平等推進団体活動補助金について
男女平等推進団体が男女平等社会の実現に向けて行った講座・講演会・研修等の活動に対し、活動の活性化と市の施策の推進を目的として、経費の一部を補助しています。
補助金の交付は、1団体各年度1回、上限5万円です。申請団体が多数の場合や審査結果により、交付されないこともあります。詳細はセンターへお問い合わせください。
平成28年度2団体実施 (①団体名②内容)
*①ハシワ武蔵野グループ ②講座「平和と女性～平和の道は女性支援から～」

*①日本の歴史と教育を考える会 ②講演「男性介護者の現状と課題」
◎平成29年度の男女平等推進団体登録は18団体です。(平成29年6月1日現在)

●男女共同参画フォーラム2017を開催しました
6月23日から始まる「男女共同参画週間」に合わせ、市民や各団体で構成する実行委員会とともに、講座や展示などを内容とする男女共同参画フォーラム2017を開催しました。

- ・記念トークと座談会「条例でかわるあなたの未来」(6/18)
- ・上映会とアフタートーク「さとにきたらええやん」(6/17)
- ・「南太平洋の女性たち～私たちは元気で働きものです～」(6/19)
- ・SNSと炎上時代のジェンダー問題(6/23)
- ・まちを元気にする女性たち 多摩編(6/24)
- ・ハハと遊ぼう!～あそびを通して学ぶハハの子育て術～(6/25)
- ・「貧困の連鎖」をふせぐため「学習支援」に何ができるのか(6/29)
- ・パネル展示
(市役所：6/12～21、武蔵野プレイス：6/23～29)

BOOKS 男女平等推進センターの蔵書から 貸し出しています!

「キャスターという仕事」

国谷裕子 (岩波新書)



著者は、従来のニュース番組とは一線を画してきたNHKの長寿番組「クローズアップ現代」元担当キャスター。帰国子女でもある著者が、内外の業務慣習などの違いにも苦しみながら、3,784回続けた話が克明につづられている。その経験から、キャスターの仕事とは、視聴者の現状をより深く知りたいと思う欲求・関心にどう応え、理解してもらえよう努力すること。そして、視聴者に対する「言葉による問いかけ」だと言う。キャスターの過酷な準備時間と番組編成の大変さをうかがわせる本である。

「結婚と家族のこれから — 共働き社会の限界」

筒井淳也 (光文社新書)



現在は、男女の性別分業体制「男は仕事、女は家庭」を脱し、共働き社会となってきたが、結婚しない、子どもを産まないなど家族からの撤退が生じてきている。本書は、さまざまな「家」の成立過程を振り返り、経済社会の問題を社会学の視点で分析し、未来の結婚と家族の形を示している。家族について、バランスの取れた広い視野から理解しようとしている。さらに、結婚や家族について学術的な見解をまとめてあり、教養本としての価値も高い。

[文 久保力]

相談窓口のご案内 相談無料 秘密厳守

◆女性総合相談

女性が暮らしの中で抱えるさまざまな悩みについて、女性の専門相談員がお話を伺い、解決に向けて一緒に考えます。夫やパートナーとのこと、家族のこと、職場や学校でのことなど、どんな些細なことでもかまいません。誰かに話すことで、気持ちが楽になることもあります。お気軽にご相談ください。

【相談方法】面接・電話による相談(どちらも予約制)、当日申込可

【相談場所】センター相談室

【申込み方法】センター窓口または電話にて予約を受け付けます。

相談時間(1回50分)

	第1土曜日	第2金曜日	第3月曜日	第4火曜日
①午後1時～	②午後2時～	③午後3時～	①午前9時～	②午前10時～
④午後3時～	③午前11時～	①午後7時～	②午後8時～	①午後1時～
②午後2時～	③午後3時～	④午後2時～	③午後3時～	

◆DVなどの相談はこちらでも受け付けます

◆武蔵野市
ひとり親・女性相談 0422-60-1850
(祝日・年末年始を除く月～金曜 9:00～17:00)

◆配偶者暴力相談支援センター
東京ウィメンズプラザ 03-5467-2455
(年末年始を除く毎日 9:00～21:00)
東京ウィメンズプラザ(男性のための悩み相談) 03-3400-5313
(祝日・年末年始を除く月・水曜 17:00～20:00)
東京都女性相談センター 03-5261-3110
(祝日・年末年始を除く月～金曜 9:00～20:00)
東京都女性相談センター多摩支所 042-522-4232
(祝日・年末年始を除く月～金曜 9:00～16:00)

◆警察
警視庁総合相談センター 03-3501-0110
(祝日・年末年始を除く月～金曜 8:30～17:15)

◆夜間・緊急の場合
警察 110番(事件発生時)
東京都女性相談センター 03-5261-3911(夜間・休日のみ)

武蔵野市立男女平等推進センター ヒューマンあい ご利用案内

〒180-0022 武蔵野市境2-3-7 市民会館1階 開館時間：午前9時～午後10時(木曜・年末年始 休館)
電話：0422-37-3410 FAX：0422-38-6239 Eメール：danjo@city.musashino.lg.jp

まなこ 100号までのあゆみ

1991年の創刊以来、市民編集委員とともに作ってきた男女平等推進情報誌『まなこ』は、今号で100号を迎えます。歴代の編集長や編集委員、担当職員の声を変えつつ、そのあゆみを振り返ってみました。

1991

創刊号(1991年)

武蔵野市の女性施策は、1989年から婦人問題担当の設置、武蔵野女性行動計画の策定、女性親善使節団をアジア各国へ派遣、『まなこ』の創刊と大きく動きだしました。そして男女共同参画の拠点の開設と夢をふくらませ、今の「ヒューマンあい」が実現。『まなこ』は歴史の証人です。

創刊時職員 中野陸奥子
(1991～1993年)
1～10号編集長 小宮蓉子



1996

24号(1996年)

「ばあさんや 愛しとるよと 言ったかのう」(まなこ川柳 24号)。羽田澄子監督のドキュメンタリー映画「痴呆性老人の世界」は1986年。『まなこ』編集室も11号「介護と向き合う、あなたのまわりの老いを考えてみる」、20号「武蔵野の『森の中の淑女たち』」、24号「いま、高齢者もはずんでいる」と「老い」に挑戦しました。

1993～1998年
11～30号編集長 小池牧子



2000

38号(2000年)

「特定非営利活動促進法(NPO法)施行(1998年)を受け、担当した最後の38号で市民活動の特集し「社会の質を変えるのは市民の意識」というメッセージを込めました。それは、市民参加でバトンをつなぐ『まなこ』へのエールでもありました。これからも多くの市民の「眼」で、充実した誌面がつけられますように!

1998～2000年
31～38号編集長 岩崎みどり



2002

45号(2002年)

『まなこ』編集長を引き継いだのは2000年の39号から。前年の6月に男女共同参画社会基本法ができたことは、日本が女性差別撤廃条約を批准して14年目の快挙でした。この4月から、武蔵野市にも悲願の「男女平等の推進に関する条例」が施行され、誰にとっても暮らしやすいまちづくりの根拠が示されました。この条例を味方に『まなこ』の発行を。ますますの期待をしています!

2000～2002年
39～46号編集長 向井一江



2005

57号(2005年)

小さな命を守るために老若男女が手をつなぎ合える社会をつくりたいという思いから、57号は「手と手をつなぐ」「絆」を主題としました。東京しごとセンターへの取材、風を受け凜として立つ女性のイラスト、「道、これから」というタイトルも気に入っています。今後も『まなこ』に携わる方々の努力が少しでも多くの市民に伝わることを願います。

2002～2008年
47～70号編集長 森治美



2008

71号(2008年)

2007年12月にワーク・ライフ・バランス憲章が策定され、ワーク・ライフ・バランスという言葉が世の中に広がり始めた時に『まなこ』71号は発行されました。仕事と生活の均衡やアンペイドワークについて編集会議で議論したのが印象に残っています。創刊号から100号まで市民が編集にかかわり、人やまち、文化や地球を男女共同参画の視点で見てきたことが本当に素晴らしいと思います。

2008～2010年
71～78号編集長 作部径子(みちこ)



2013

88号(2013年)

88号の取材をし、男女の権利が平等な職場を社会全体で実現するには、まだまだ課題があると実感しました。ただ、意識や環境が改善しているのも確か。権利を主張する側も、その変化をしっかりと認識していかなければ、進歩のスピードが遅くなると思いました。よりよい社会づくりには、相互尊重の意識が大切だと痛感させられるよい経験になりました。

2010～2016年
79～96号編集委員 詩水淳子



2017

100号(2017年)

このたびの記念すべき100号の発行が「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の制定と同じ年になったという偶然は、なにかめぐり合わせのようなものを感じます。この節目となる年を契機に、『まなこ』のキャッチコピーである「生き方・いろいろ・ゆたかな人生」、一人ひとりが自分らしい生き方のできるまちづくりを目指して、さらなる取り組みを進めてまいります。

男女平等推進センター ヒューマンあい
センター長 天野一治



「まなこ」は文字通り「眼」。人やまちや文化や地球を、男女平等の視点＝「まなこ」で見たいこう！という思いで名付けられました。1991年創刊以来、市民が企画・編集にかかわっています。

活動補助金事業を紹介します

「男性介護者の現状と課題」

ジェンダー・男性性研究者としての講師の話と、両親を介護した方の経験談から見てくる現代の男性介護について一緒に考えてみませんか？



日時：3月18日(土) 18:30～20:30
会場：武蔵野プレイス スペースC
講師：平山 亮さん
(東京都健康長寿医療センター研究所 研究員)
参加者：20名
主催：日本の歴史と教育を考える会

参加者の割合は、男女比が15:5で、男性の関心の高さが見られました。介護の歴史的な流れの説明の後、男性介護者の陥りやすい点として、介護を一人で抱え込んでしまうなどの問題点があげられました。問題解決策として、コンフィダント(自分の内面をオープン化する関係)、コンパニオン(遊び仲間)を持ち、家族や親せき、事業所などの助けをかりることの大切さを話されました。その後介護経験者の話も交えながら講演は終了しました。実施したアンケートには満足度の高い回答が寄せられました。

平成29年度 『まなこ』サポーターを紹介します！

久世めぐみ(中町在住)

70代の父にシート取替えを頼むと「こんなこと」と嫌な顔。こんなことは誰の仕事?! 息子1歳はこんなことくらい自然にできる大人に育てよう。

富沢恵(中町在住)

男女共同参画はとても素晴らしい取り組みだと思います。『まなこ』を通して私もさまざまなことを考え実行に移していきたいと思っています。

富田陽子(境南町在住)

二児の母です。性別や家族構成にかかわらずその人らしい生き方がしやすい社会とは? その視点を忘れず、『まなこ』の活動に参加し、勉強させていただく所存です。

久富明美(中町在住)

市民、女性、妻、母、主婦: 複数の顔で地域とかかわる中で感じる「あつたらしいな」。男女平等推進にヒントありと注目しています。

福島佐知子(吉祥寺北町在住)

生き方には正解がない事をしみじみ感じるこの頃。一人ひとりが尊重される世の中の実現には何が大切かを学んでいければと思います。

逸見彰彦(吉祥寺東町在住)

男女平等推進のムーブメントに企業の側から深くかかわってきた豊富な経験を活かして、市民の仕事と家庭の関係を考えていきたい。

若林優香(西久保在住)

年齢、性別にかかわらず、一人ひとりが生き生きと暮らせる社会とは? 自分でできる小さな一歩を踏み出すきっかけにしたいです。



『まなこ』サポーターの200字コラム

あなたの目指す 男女平等社会とは

子どもから学ぶ、多様性を尊重する社会

久富明美 ● 中町



「男女平等」の議論の中でしばしば国際比較を目にする。文化に加え、法制度も異なり、一概に比較が難しい。数年前、夫の海外駐在に帯同した時のことを思い出した。当時インターナショナル幼稚園の年長だった娘の新学期のテーマは「協力」。キーワードは、人間関係、責任、柔軟性。多民族、多文化のもと、多様性を寛容に認め合い、共生、協働する小さな市民を育てていると感じた。世界中の小さな市民が将来平等な社会で活躍できることを願う。

シンプルに生きていきたい 福島佐知子 ● 吉祥寺北町



「昔は良かった。男は強いもの、女は子を育てるもの。全てがシンプルだった。今は複雑でよくわからんよ」そんな言葉に衝撃を受けたことがある。シンプルな生き方ってなんだろう? と考え込んだ。そうだ、私たちは考えている。知性を持っている。さまざまな知性が集まる社会は、知性が増える変化の中にある。そして人によってシンプルな生き方の意味は変わる。互いを認めあう知性が、一人ひとりのシンプルな生き方に繋がるのだと思う。

まずは家庭の意識改革から

若林優香 ● 西久保



「(夫が) 家事・育児を手伝う」この言葉は、まだまだ家事・育児は女性がするものだという意識の表れではないだろうか。男女雇用機会均等法が施行されて約30年。教育や、雇用では男女差が少なくなっていると感じる。しかし、家庭ではどうだろうか。共働き世帯でも、家事・育児のほとんどを女性が担う。女性の活躍促進と言われるが、家庭での負担はそのままに、仕事も、というのは難しい。男性も家事・育児を「手伝う」から「する」への意識改革が大切だと思う。

Editors' Notes 編集 * 後記

「まなこ」100号発刊が、「新条例」の施行と期を二にしていることに大きな巡り合わせを感じます。また、条例委員会の正・副委員長の「条例作成のベースに完成度の高い市民案あり」とのご発言を市民として重く受け止めます。(大久保力)

対談の取材を通し、男女平等の在り方を今一度考えさせられた。性差ではなくお互いの個性を認め合えるおもしろい社会になることを願うばかりだ。(神谷奈央子)

難しい条例をこんなに見つめたのは初めて。そこで思ったのは「条例は生き物」ということです。できて終わりではなく、時代を生きる人に必要とされ、変わり続けていくことが大切だと感じました。(小西美穂子)

100号までのあゆみにふれて、私たち市民がどんな時も分けへだてなく生活できるように、そして、『まなこ』が1部でも多く手に取ってもらえるように、今後も魅力ある記事作りをしていかなければと。身の引きしる思いです。(島崎理恵)

取材前は「いぶん難しいテーマだ」と思いましたが、検討委員の先生方のお話を聞いて、印象が変わりました。条例は市民にとって身近なもの。心に留めていきたいです。(藤田和香子)

「男女共同参画から男女平等推進へ」条例制定を機にさらに住みよい武蔵野市になるよう、これまで『まなこ』に携わられた多くの市民の方の思いを引き継ぎながら作っていきたく、100号に思いました。(矢後麻美)

* STAFF *

サポーター	久世めぐみ 富沢恵 富田陽子 久富明美 福島佐知子 逸見彰彦 若林優香
企画取材編集	大久保力 神谷奈央子 小西美穂子 島崎理恵 杉田真奈美 藤田和香子 矢後麻美 男女平等推進センター職員
編集協力	栗原毅
表紙デザイン	ふじわりりわ
レイアウト	上田ジュンコ
印刷	プリンティングイン株式会社

『まなこ』は市役所、市政センター、図書館、コミュニティセンター、駅、医療機関、理美容院、大型店舗、金融機関、おふろやさんなど市内の約490か所に置いてあります。バックナンバーをご希望の方は、男女平等推進センター ヒューマンあいまで。

*配布は、公益社団法人武蔵野市シルバー人材センターのご協力を頂いております